

風水害、地震その他のによるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と
一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部（以下「丙」という。）とは、風水害、地震その他のによるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、応急措置等（次条で定義する「応急資材整備」、「応急仮設工事」及び「緊急応急対策工事」をいう。）に関し、甲が、乙及び丙の所員のうち横浜市内に本社を有する会員をもって組織される横浜建設業防災作業隊（以下「作業隊」という。）に要請する場合の手続等について定める。

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）応急資材整備

この協定の応急資材整備の定義は、「がけ崩れ災害に係る防災シート等の応急資材整備事業実施要綱」に定めるところによる。

（2）応急仮設工事

この協定の応急仮設工事の定義は、「横浜市応急仮設工事助成金交付要綱」に定めるところによる。

（3）緊急応急対策工事

この協定の緊急応急対策工事の定義は、「横浜市緊急応急対策工事助成金交付要綱」に定めるところによる。

（急資材整備）

第3条 甲は、災害時等に応急資材整備が必要と認められる場合、作業隊に対し応急防災のための出動を求め、応急資材整備についての協力を要請するものとする。

2 作業隊は、前項による要請を受けたときは、必要な人員、機材及び第4条の規定により配付された応急防災のために使用する資材を出動させ、甲の応急資材整備に協力するものとする。

（資材の保管）

第4条 甲は、応急資材整備のために使用する資材をあらかじめ作業隊に配付するものとする。

2 作業隊は、配付された資材を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 配付された資材の保管場所については甲と作業隊で別途定めるものとする。

（事前態勢）

第5条 乙及び丙は、毎年、この協定に基づく作業隊員名簿及び6月1日現在の機材並びに活動のために使用する資材の保管数量の状況（様式2）について、6月末日までに甲に通知するものとする。

6 甲は、各区災害対策（警戒）本部の連絡先を乙及び丙に通知し、変更が生じたときは、毎度、変更内容を通知するものとする。

(要請手続)

第6条 第3条の規定による甲の要請手続は、各区災害対策（警戒）本部（各区災害対策（警戒）本部が設置されていない場合は、「各区総務課」と読み替える。以下同じ。）が担当する。

(防災活動及び報告)

第7条 作業隊は、甲の要請により災害現場に出動したときは、現場確認の上、要請事項の内容を各区災害対策（警戒）本部に確認し、要請事項に従い応急資材整備を速やかに実施する。

- 2 作業隊は、前項の応急資材整備の実施にあたっては、作業する者の安全について十分配慮しなければならない。
- 3 作業隊は、応急資材整備を実施したときは、その内容等を口頭又は電話等により各区災害対策（警戒）本部に報告するものとする
- 4 作業隊は、応急資材整備の終了後、次の事項を速やかに建築局企画部建築防災課がけ防災担当へ提出する。

(1) 活動状況報告（様式1）

(2) 案内図

(3) 積算根拠のわかる図面（施工箇所の正面図、断面図、崩壊土砂断面図）

(4) 着手前、完了後の写真

(5) 見積書

(6) その他必要な書類

(応急仮設工事・緊急応急対策工事)

第8条 作業隊は、応急措置等の実施に伴い、応急仮設工事又は緊急応急対策工事が必要と思われる場合には、各区災害対策（警戒）本部に報告するものとする。

(要請手続)

第9条 作業隊から報告を受けた各区災害対策（警戒）本部は、その旨を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に連絡し、対応を要請するものとする。

(応急仮設工事・緊急応急対策工事の依頼と実施)

第10条 各区災害対策（警戒）本部から、要請を受けた建築局企画部建築防災課がけ防災担当は、応急仮設工事又は緊急応急対策工事が必要と認められた場合、作業隊に対して、工事の協力を要請するものとする。

- 2 作業隊は、前項による要請を受けたときは、必要な人員、機材等を整え、工事を実施する。

(工事計画書等の報告)

第11条 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急仮設工事を実施する場合には、工事着手前に次に掲げる図書を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に提出するものとする。

(1) 工事計画書

(2) 工事着手届

(3) 工程表

(4) その他市長が必要と認めるもの

(工事実施)

第 12 条 作業隊は、甲の依頼により災害現場に出動し、依頼事項に従い応急仮設工事又は緊急応急対策工事を速やかに実施する。

2 作業隊は、前項の応急仮設工事又は緊急応急対策工事の実施にあたり、作業する者の安全について十分配慮しなければならない。

(工事の完了報告及び工事費の請求)

第 13 条 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急仮設工事の完了後、工事完了報告書に以下の図書を添えて、すみやかに市長に提出するものとする。

- (1) 工事計画書
- (2) 工事記録写真
- (3) 完成写真
- (4) 完成図
- (5) 納品書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(契約)

第 14 条 甲は、応急資材整備を実施するにあたり、原則として事前に作業隊との間で横浜市契約事務委任規則による「緊急を要する契約の手続きについて（通知）：財契一第 3613 号 平成 24 年 3 月 30 日」にもとづき、随意契約による請負契約を締結する。ただし口頭による発注及び契約を行う場合にはこの限りではない。

2 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急対策工事を実施するにあたり、土地所有者等と請負契約を締結するものとする。

(見積書の提出)

第 15 条 作業隊は、応急資材整備を実施する場合には、原則として着手前に見積書を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に提出するものとする。ただし口頭による発注及び契約を行う場合にはこの限りではない。

2 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急対策工事を実施するにあたり、着手前に見積書等を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に提出し、承認を受けるものとする。

(経費等の負担)

第 16 条 作業隊がこの協定に基づき実施した応急資材整備に要した経費は、甲が負担する。

2 作業隊がこの協定に基づき実施した応急仮設工事又は緊急応急仮設工事に要した工事費は、申請者からの委任に基づき、甲が作業隊に支払うものとする。

(補償等)

第 17 条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 60 号）中応急措置従事者に係る保障の規定を適用とするとした場合の補償の額を限度として、補償を行うものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を執行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損失が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く）において必要があると認めたときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害補償の責任の限度において賠償を行うものとする。

(実施細目)

第 18 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(実施日)

第 19 条 この協定は、平成 26 年 11 月 19 日から効力を生ずる。

(補則)

第 20 条 甲と乙との間で平成 19 年 3 月 27 日に締結した「風水害、地震その他のによるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」は、平成 26 年 11 月 18 日をもってその効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各  保有するものとする。

平成 26 年 11 月 19 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町 2 丁目 22 番地
一般社団法人 横浜建設業協会
会長 土志田 領司



丙 横浜市中区太田町 2 丁目 22 番地
一般社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部
支部長 松尾 文明

